

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、本年7月頃、厚生労働大臣に対し、2018年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行う予定である。

昨年、同審議会は、全国加重平均25円の引上げ（全国加重平均848円）を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定された。千葉県最低賃金審議会においても、2017年8月7日、千葉労働局長に対して、千葉県最低賃金を、現行の時間額842円から26円引き上げて、時間額868円とする旨の答申がなされ、この答申に沿って最低賃金の改定がなされている。
- 2 しかしながら、この最低賃金水準は、なお十分なものとはいえない。現状の千葉県最低賃金の水準は、労働者が1ヶ月に173時間稼働した場合における賃金額は15万0164円にとどまり、千葉県下における生活保護基準額との差額は5万円にも満たない。このような賃金水準では、労働者が十分な勤労意欲を保持しつつ就労に励み、充実した社会生活を送ることは困難である。

最低賃金周辺の賃金水準で働く労働者層の中心は非正規雇用である。非正規雇用は、全雇用労働者の4割にまで増加している。特に、女性の割合が多く、若年層で急増しており、しかも、家計の補助ではなく、主に自らの収入で家計を維持する必要のある非正規労働者が大きく増加している。相対的貧困率は15.6パーセントと、依然として高い水準にある。女性や若者など幅広い世代で深刻化している貧困問題を解決し、また、男女賃金格差を解消するためにも、最低賃金の大幅な底上げが図られなければならない。
- 3 なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。政府は、最低賃金の引上げが困難な中小企業については、最低賃金の引上げを誘導するための補助金制度を拡充すべきである。さらに、中小企業の生産性を高めるための施策や減税措置などが有機的に組み合わせられることが必要である。私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法をこれまで以上に積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間での公正な取引が確保されるようにする必要もある。
- 4 政府は、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年までに「全国平均1000円」にするという目標を明記していた。この目標の達成は、全世代で深刻化している貧困問題を解消する上で必要不

可欠のものである。政府は、2015年11月、最低賃金を毎年3パーセント程度引き上げ、全国加重平均が1000円程度となることを目指すとの方針を示したが、方針どおり、毎年3パーセントずつ引き上げたとしても、1000円に達するには2023年までかかる。昨今の格差の拡大や貧困問題の深刻化に鑑みれば、2020年までに最低賃金を1000円にするという目標は堅持されるべきである。この目標を達成するために、中央最低賃金審議会は、本年度、全国全ての地域において、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申すべきである。あわせて、千葉県最低賃金審議会においても、少なくとも50円以上の最低賃金の引上げを答申すべきである。

- 5 千葉県最低賃金審議会は、以上のことを踏まえて、今後、千葉県の地域別最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきである。

2018年6月15日

千葉県弁護士会
会 長 押 師 徳 彦